

◆高知市幼保連携型認定こども園最低基準条例(案)のパブリック・コメントに係る意見及び市の考え方

〇意見書 3件

資料3

意見書 No.	意見内容	市の考え方
1	<p>「私立幼稚園に対しても保育所と同等もしくは、それ以上の待遇(補助金や支援)をお願いしたい。」ということに尽きると思います。理由としては、私立幼稚園も保育所と同じくらい働く保護者の支援をしているからです。 保育園に通う子どもも、幼稚園に通う子どもも、「高知の子ども」に違いはありません。高知の未来を託す子どもたちに等しく、幅広く「支援の手が行き届く高知市」であってほしいと願っています。</p>	<p>保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設、幼稚園は学校教育法に基づく学校であり、それぞれ児童福祉と幼児教育という異なる目的により制度化され、運営されてきた歴史があります。 ご意見にありました保育所に対する財政支援は、昭和22年制定の児童福祉法の規定によるものですが、その後、平成9年には保育所入所が行政処分である措置から保育の実施に改められるなど、社会情勢の変化等に応じて制度改正が行われてきました。 平成27年度から施行予定の子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て支援法の規定により、保育所、幼稚園及び認定こども園などの共通の給付として一元化された、子どものための教育・保育給付が創設されることになっており、給付の詳細は今後国から示される予定です。 なお、私立幼稚園については、新制度の給付を受けず、従来どおり私学助成及び就園奨励費による財政支援を受けて運営する方法も選択可能とされています。</p>
2	<p>以前より子どもの成長が幼く一人一人に関わることが大切、必要とされているので現在の員数では十分な保育ができないと思います。職員配置基準で幼児35人に対して職員2人を望む。その配置についての補助金等も検討していただきたい。但し、園外活動の時は職員3人を望む。</p>	<p>幼保連携型認定こども園の職員配置基準は、施設型給付の単価設定とセットで公定価格に組み込まれる予定であるため、国の基準のとおりとしています。</p>
3	<p>児童福祉法24条第1項で「保育を必要としている児童・・・自治体は保育しなければならない。」となっており、保護者が子どもの保育の実施を市町村に申請すれば、高知市の保育入所条例に基づき入所が可能。現行の制度ではそうになっていますが、新制度ではこれが複雑になってきます。保育に欠けると「認定」されても、認定こども園などに入所すると高知市の事業とはならず事業者と保護者の契約制度となっていきます。この関係は2015年度から始まりますが「保育所」として残ると「高知市の事業」として残りその他の制度になれば契約制度となる「新しい保育制度」では市民に周知と納得してもらうには時間がかかり、又現行制度との違いなどについても丁寧な説明・理解がいると考えます。現在の国の進捗状況では国だけでなく県や市町村の中に混乱が起ります。高知市の行政としての取り組み強化が必要です。今回のパブリックコメントについても短時間での回答要請であり乱暴すぎると考えます。高知市は現行制度との対比を行い、市民が理解できるよう説明責任を果たすべきと考えます。さらに現行の保育所の「幼保連携型認定こども園」への「移行」についても、「自治体として誘導は行わない」と表明した以上それを守り制度の定着を目指すよう求めます。 公定価格など未決定の中での限定的となりますが以下の内容のコメントをします。 まず、①として、「保育所」では入所事務は市町村がおこない、保育に欠ける子どもと認定されると自治体は公立保育園は言うまでもなく、民営保育所も自治体の保育を民営保育所に委託していく関係は鮮明になっていると考えますが「幼保連携型認定こども園」ではそうでないことを条例の中に明確に入れるべきと考えます。現在の保育園はその自治体の責任の中で実施されているのですから予算措置など国の制度に足りない部分を補って活用されているので保育制度を自治体の責任で改善し市民の付託に応えていかなくてはならないのです。従って今後の保育制度ではどういう風になるのかが分かる内容の記述が必要です。 「保護者と事業者の契約制度」での「認定こども園」などは、こどもや保護者にとって不安定なものに変質されてしまわないかと心配です。現在の民営保育園での補助金制度の有り様は明確になっていますが「公定価格」の中でどう生かされていくのが判明しない中での移行については問題が残ります。市民に正しい情報を流し、意見を問うことが大切です。 ②高知市は原則として「従うべき基準」「参酌すべき基準」いずれも国の基準をもって高知市の最低基準とすることを表明していますがそれには賛成できません。 以下の内容に改善すべきと考えます。 1 教育と保育時間を区別しないこと。一つとしてとらえること。 2 職員の配置基準 0歳児3:1 1~2歳児 5:1 3歳児15:1 4~5歳児 25:1 障害児は原則1:1 *専任看護師の配置をすること。 *高知市の現行の加配職員の配置を最低基準とし改善すること。 *早出・居残り保育にも対応できる職員配置をすること。 3 学級編成基準 安定的な教育条件を確保すること。 *以下の基準にすること。 3歳児15人 4~5歳児 25人以下 4 満3歳未満時の保育室は2階以下とすること。災害時の避難を容易にするため必ず条例化すること。規制緩和はないこと。 5 給食はこれまで守ってきたように自園方式とすること。調理場の設置を義務化し調理員の配置をおこなうこと。アトピー対策の強化を進め加配調理員を配置すること。</p>	<p>①について 保育所については、現行制度における児童福祉法第24条第1項の保育の実施義務は、新制度における改正児童福祉法においても維持されます。 認定こども園については、現行制度における就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「認定こども園法」という。)において直接契約とされており、新制度における改正認定こども園法においても現行制度と同様に直接契約となります。 法の規定を再度条例で規定することはできませんが、利用方法など制度の詳細については、市の広報やホームページ掲載などにより、市民、保護者への周知に努めてまいります。 ②-1)について 教育標準時間、保育標準時間及び保育短時間の区分は、子ども・子育て支援法による給付や保育料の根拠となる予定であり、区分することとなっております。 ②-2)について 幼保連携型認定こども園の職員配置基準は、施設型給付の単価設定とセットで公定価格に組み込まれる予定であるため、国の基準のとおりとしています。 民営保育所に対する高知市単独の補助制度は現在の保育所運営費を基礎に構築しており、新制度では施設型給付が基礎となることから、見直しが必要と考えています。 ②-3)について 幼保連携型認定こども園の職員配置基準は、施設型給付の単価設定とセットで公定価格に組み込まれる予定であるため、国の基準のとおりとしています。 ②-4)について 施設に関する基準は、児童福祉施設最低基準と同様に国基準のとおりとしており、規制緩和はしていません。 ②-5)について 幼保連携型認定こども園は、幼稚園から移行するケースが想定されますので、食事の提供に関する基準は国基準のとおりとしています。</p>

◆高知市家庭的保育事業等最低基準条例(案)のパブリック・コメントに係る意見及び市の考え方

〇意見書 1件

資料3

意見書 No.	意見内容	市の考え方
4	<p>高知市は原則として「従うべき基準」「参酌すべき基準」いずれも国の基準をもって高知市の最低基準とすることを表明していますがそれには賛成できません。 以下の内容に改善すべきと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 家庭的保育事業等の事業の導入に当っては、配置基準の緩和などが問題です。職員配置は、認可保育所の基準とすること。</li> <li>2 保育所は有資格者とする。</li> <li>3 認可保育所の職員の配置基準を改善し以下の内容とすること。家庭的保育事業は改善された基準にあわせること。 0歳児3:1 1～2歳児 5:1 3歳児15:1 4～5歳児 25:1 障害児は原則1:1 *専任看護師の配置をすること。 *高知市の現行の加配職員の配置を最低基準とし改善すること。</li> <li>4 満三歳未満時の保育室は2階以下とすること。災害時の避難を容易にするため必ずこの内容を条例化すること。 規制緩和はしないこと。</li> <li>5 給食はこれまで守ってきたように自園方式とすること。調理場の設置を義務化し調理員の配置をおこなうこと。アトピー対策の強化を進め加配調理員を配置すること。</li> </ol> <p>高知市の待機児童解消には公私の認可保育園が0～3才未満の受け入れをどう進めるかが大きなウエイトを占めています。</p> <p>60ヶ所余りの未認可保育所で「保育に欠ける子ども」は1,300人以上いると思われる。これまで高知市の補助があっても子どもの処遇は認可の水準から見ればたりません。新制度では、この施設でも一定の水準を確保すれば公的な援助を受けることができるようになります。自治体は認可保育所の建設をバックアップし保育を委託することで低い保育水準を改善していくべきです。私たちは公的な保育制度を活用していない子ども達の権利をしっかり守り入所を実現させなくてはならないと考えています。又家庭内での保育で孤立している保護者のもとで虐待が起こったり子どもの成長を保障する保育ができていない子どもがいます。それらの子ども達に保育園は手をさしのべ地域にとってなくてはならない取り組みをしなくてはなりません。自治体は本気になって保育責任をとるようにしなくてはなりません。保育園は子ども達と保護者そして地域のものです。高知市や社会福祉法人などは多くの市民の支えの中でこれまで自治体の保育責任のもとで成長してきた保育制度を伸ばしていくのは自治体の責務です。市民にとって、子ども達にとってよりよい保育の実現を進めることが大切といえます。</p> <p>高知市の補助制度は守り改善し認可保育所にしていく取り組みが大切です。 当面の改善の取り組みを重視していきたいものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*障害児保育への職員加配。</li> <li>*長時間保育への職員配置。</li> <li>*調理員の加配</li> <li>*施設建設費などの自己負担分の自治体の債務の負担などを改善し認可保育所として条件整備をはかっていくべきです。</li> </ul> <p>社会保障制度がどんどん変質されています。「どう子ども達を守っていくのか」「だれが守るのか」が問われています。自治体として真価を問われています。</p>	<p>1)について 家庭的保育事業等のうち、家庭的保育事業は平成12年に創設され、平成21年度には児童福祉法改正に伴い職員配置基準などを含む家庭的保育事業ガイドラインが発出されており、小規模保育事業は、平成25年に国の安心こども基金で事業化され、職員配置などに応じた補助基準額が定められ、これらの基準が新制度の小規模保育事業等に引き継がれています。 また、家庭的保育事業等の職員配置基準は、地域型保育給付の単価設定とセットで公定価格に組み込まれる予定であるため、国の基準のとおりとしています。</p> <p>2)について 家庭的保育事業等の職員資格は、地域型保育給付の単価設定とセットで公定価格に組み込まれる予定であるため、国の基準のとおりとしています。</p> <p>3)について 家庭的保育事業等の職員配置基準は、地域型保育給付の単価設定とセットで公定価格に組み込まれる予定であるため、国の基準のとおりとしています。</p> <p>4)について 家庭的保育事業等は、多様な場所、規模、提供形態を前提に、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応することを目的として改正児童福祉法で認可事業とされており、認可保育所とは法令上の位置付けが異なります。国の家庭的保育事業等に関する基準は、保育所に準じた規制が必要な場合は、適宜、対応する方針で設定されており、施設に関する基準は、国基準のとおりとしています。</p> <p>5)について 家庭的保育事業等の食事の提供については、多様な形態が前提となるため、事業所内で調理する方法を原則としながら、食事の提供の特例を認める基準としています。</p>